

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2016-12  
December 14, 2016

### 制限付き預金

### —FASBがEITFの合意事項を最終化

#### 目次

背景.....	1
主な規定.....	2
キャッシュ・フロー計算書 における制限付き預金 の表示.....	2
制限の内容に関する情報 の開示.....	3
キャッシュ・フロー計算書と 貸借対照表との調整方法 の開示.....	3
制限付き預金の定義.....	3
次のステップ.....	4

#### 要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2016 年 11 月 17 日、発生問題専門委員会 (EITF) の合意事項である会計基準アップデート (ASU) No.2016-18「キャッシュ・フロー計算書 (Topic230) : 制限付き預金」を公表しました。新基準はキャッシュ・フロー計算書における現金、現金同等物、制限付き預金あるいは制限付き現金同等物と一般に呼ばれる項目の合計額の期中変動の説明を要求するものです。さらに、企業はそのような合計額と貸借対照表上の金額とを調整し、制限の内容を開示することが求められることとなります。

#### 背景

.1 制限付き預金は、キャッシュ・フロー計算書上の分類に関して FASB が EITF に対応を求めた 9 つの論点のうちの 1 つです。その他 8 つの論点は、会計基準アップデート (ASU) No.2016-15「キャッシュ・フロー計算書 (Topic230) : 特定の現金収入および現金支出の分類」の一部として最終化されています。現在、キャッシュ・フロー計算書における制限付き預金の変動の分類および表示には、実務上の不統一が生じています。キャッシュ・フロー計算書上に制限付き預金勘定からまたは制限付き預金勘定へのキャッシュ・フローを表示している企業もあれば、それらを単に非資金の投資活動または財務活動として開示している企業もあります。さらに、企業は、制限付き預金勘定と非制限預金勘定の間の振替を、営業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フロー、あるいはそれらの組み合わせとして分類しています。

.2 米国会計基準 (US GAAP) に制限付き預金の定義がないことが、このような制限付き預金の貸借対照表上の分類および表示の不統一の一因となっています。このプロジェクト目的は、キャッシュ・フロー計算書における制限付き預金の変動の分類および表示の不統一を低減し、財務諸表利用者に現金および現金同等物に係る制限の内容に関する追加的な情報を提供することです。

## 主な規定

.3 新しいガイダンスの下では、報告企業はキャッシュ・フロー計算書上で制限付きおよび非制限の現金の合計額の変動を説明することが要求されています。そのため、一般に「制限付き預金」または「制限付き現金同等物」と呼ばれる金額(以下、「制限付き預金」という)は、キャッシュ・フロー計算書の期首残高と期末残高を調整する際には非制限預金および現金同等物と合算しなければなりません。

.4 大部分の企業は、貸借対照表上、制限付き預金を現金および現金同等物と区分して表示しています。EITF は、その表示科目には、時として制限付き預金とは異なる名称(「その他の資産」など)が付されていることを認識しました。そのため、EITF は、「一般に(制限付き預金または制限付き現金同等物)と呼ばれる金額」という表現は、貸借対照表上の分類に関わらず、すべての制限付き現金勘定を適切に包含しているという見解で一致しました。制限付き預金の公式な定義は示されていませんが、報告企業は現金残高に係る制限の内容に関する情報の開示を要求されることになります。

.5 報告企業は、貸借対照表に現金、現金同等物および制限付き預金について複数の表示科目が記載されている場合には、キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表の残高の調整の開示も要求されることになります。

### キャッシュ・フロー計算書における制限付き預金の表示

.6 ASC230 の現行のガイダンスは、キャッシュ・フロー計算書における制限付き預金の変動の分類方法を特に取り上げていません。現行の実務では制限付き預金をキャッシュ・フロー計算書上の現金および現金同等物から制限付き預金の残高から控除し、通常はそれらを現金および現金同等物にあたらない資産として扱います。そのため、企業は通常、現金または現金同等物と制限付き預金との間の振替を、営業活動、投資活動および財務活動に、適切に分類しなければならないキャッシュ・フローとして、キャッシュ・フロー計算書に反映しています。また、制限付き預金勘定からまたは制限付き預金勘定へ直接行われる、第三者との間の現金収入または現金支出は、キャッシュ・フロー計算書上の推定的キャッシュ・フローまたは開示対象となる非資金取引のいずれかとして取り扱われます。

.7 新ガイダンスは、キャッシュ・フロー計算書上で現金、現金同等物および制限付き預金の合計額の期中変動を説明するよう要求することによって、現行の実務上の不統一をなくすことになります。これにより、制限付き預金勘定と非制限預金勘定との間の振替はキャッシュ・フローとして報告されないことになります。制限付き預金勘定からまたは制限付き預金勘定へ直接行われる、第三者との間のすべての現金収入または現金支出は、営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローのいずれかとして報告する必要があります。

.8 現在、第三者との間で制限付き預金勘定から行われる直接的な支出および収入を非資金取引として開示のみを行っている企業は、第三者との当該取引をキャッシュ・フロー計算書上に表示されることが一度も生じえない可能性があります。例えば、企業が労働災害補償請求の支払のために使用する資金の区分を要求される場合などがこれに該当します。労働災害補償勘定への資金供給を目的とした、現金から制限付き預金への振替は、通常、投資活動によるキャッシュ・アウトフローとして表示されることになります。しかし、制限付き預金からの最終的な支払は、営業活動によるキャッシュ・フローの性質を有し、キャッシュ・フロー計算書には計上されない場合があります(すなわち、非資金取引として開示のみされることになる)。新ガイダンスの下では、第三者との間のすべてのキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー計算書上に表示され、取引の性質に基づき営業活動、投資活動および財務活動として分類されることになるため、財務報告の改善が行われることになります。

.9 EITF は、コメントレターによる一部の回答者によって提起された、制限付き預金と非制限現金の残高を合算してキャッシュ・フロー計算書に含めることは、企業がどれだけの現金を事業活動に利用可能かについて、財務諸表利用者の誤解を招く可能性があるのではないかと懸念についての検討を行いました。この回答者達は、制限付き預金は非制限現金とは根本的に異なるものであり、一般的な債務の支払には利用できない場合があることに留意しました。しかし、EITF は、キャッシュ・フロー計算書に含まれる金額の流動性については貸借対照表が最良の情報源であり、預金に係る制限の内容に関する追加的な開示を要求することで、こうした懸念が緩和されるはずであると考えました。

## 制限の内容に関する情報の開示

.10 新ガイダンスは、企業に対し、現金および現金同等物に係る制限の内容についての情報の開示を要求していますが、開示に何を含めるべきかについては追加的な詳細を示していません。EITF は、制限の予想継続期間、目的および制限の原因など、開示の要素に言及することにより「制限の内容」が何を示すのかを明確化することを検討しました。しかし、開示項目によってはすべての制限付き預金の残高に対する関連性を有していない可能性があることから、EITF は、最終的に、詳細な開示項目リストの規定は不必要かつ混乱を招くおそれがあるとの結論に達しました。EITF は、報告企業が個々の事実および状況に基づき制限の内容に関する目的適合的な情報を開示する柔軟性を有する方が良いと考えました。

### PwC の見解

本 ASU は「制限の内容」が何を意味するかを詳述していませんが、制限の予想継続期間、目的および条件、ならびに制限の対象となる金額などを説明する開示例を記載しています。これらは単なる開示例ではあるものの、開示の作成時には、これらの要素の考慮は報告企業にとって有用となるかもしれません。しかし、開示すべき項目のチェックリストはなく、報告企業は、開示が制限付き預金の制限の内容を適切に伝えているかどうかについて、最終的に判断を用いることが必要となるでしょう。

## キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表との調整方法の開示

.11 一部の企業は、貸借対照表上で制限付き預金を複数の表示科目で表示しており、場合によっては、それらの表示科目に制限付き預金および制限付き現金同等物とは異なる名称（「その他の資産」など）を付されていることがあります。そのため、EITF は、報告企業がキャッシュ・フロー計算書と貸借対照表との間の明確な関連性を示すことを望みました。これは、貸借対照表において現金および現金同等物を類似する名称のついた表示科目に集計することを求める、ASC230 の要求事項と整合するものです。

.12 Regulation S-X Rule 5-02(1)は、SEC 登録企業に対して、預金の引出しが法的に制限されている資金を区分開示することを要求しています。さらに、SEC の財務報告方針 (Financial Reporting Policies) の Section 203.02.b は、法的に制限されているすべての補償預金 (借入契約によって制限を付すことが要求される金額) を貸借対照表上で区分表示することを要求しています。したがって、SEC 登録企業は貸借対照表において制限付き預金を現金および現金同等物に含めてはならず、さらに、すべての制限を開示しなければなりません。新ガイダンスは、キャッシュ・フロー計算書に制限付き預金を現金および現金同等物に含めることを要求しており、追加的な開示がなければ、財務諸表利用者はキャッシュ・フロー計算書が貸借対照表とどのように調整されるかを理解できない可能性があります。

.13 現金、現金同等物および制限付き預金が貸借対照表上で複数の表示科目で表示される場合、企業は、現金、現金同等物および制限付き預金の金額、ならびにそれぞれが表示されている貸借対照表上の表示科目をキャッシュ・フロー計算書上に表示するか、財務諸表の注記に開示することを要求されます。これらの金額の合計額は、キャッシュ・フロー計算書に示される期末時点の現金、現金同等物および制限付き預金の合計額に合算しなければなりません。開示は記述式または表形式のいずれかの形式で行うことができます。

## 制限付き預金の定義

.14 新ガイダンスは制限付き預金を定義していません。EITF は、制限付き預金の定義は、実務上の不統一の重要な発生原因とはなっていないと述べました。結果として、潜在的な制限の範囲の広さを理由として、EITF は制限付き預金の公式な定義を定めないと決定しました。その代わりとして、本 ASU は報告企業が自社で定めた定義の使用を継続することを認めています。

### PwC の見解

本 ASU は制限付き預金を定義していませんが、PwC は、一般的に、制限付き預金には引出または使用に関して法的に制限されている現金が含まれると考えます。法的に制限されている金額を超えて制限される金額の分類は、後述のとおり、報告企業の会計方針に従ったものでなければなりません。EITF の

大多数のメンバーの見解と同様に、PwC は、企業が自社で制定した制限付き預金の指定に関する現行の方針がない場合には、そのような指定を表示する必要はないと考えます。

また、報告企業は、ASC235-10-50 に基づく重要な会計方針として、制限付き預金の残高の重要性および制限付き預金の定義を開示すべきかどうかについて検討する必要があります。

.15 大半の SEC 登録企業は、Regulation S-X Rule 5-02(1)に従い、貸借対照表上で制限付き預金と現金および現金同等物を区分して表示しています。非公開会社は、法的な制限付き預金が短期借入に関連していることおよび注記における制限付き預金の開示を行うことを条件に、現金および制限付き預金を財務諸表上の 1 つの表示科目でまとめて表示することができます。

#### PwC の見解

報告企業は、上述した制限付き預金の表示および開示に関する新しい要求事項によって、これまで用いていた制限付き預金の定義を再考したいと考えるかもしれません。過去に定めた制限付き預金の判定についての方針の変更は、新ガイダンス適用の一部とみなすことはできません。そのような変更は、新しい会計原則の適用が望ましいという結論に従った会計原則の変更として評価しなければなりません。EITF は、何を制限付き預金とみなすべきかを報告企業が判定するための方法を新ガイダンスが変更することを意図していません。

### 次のステップ

.17 公開企業 (public business entities) について、本 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間に発行された財務諸表に適用されます。その他のすべて企業については、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間に発行された財務諸表に適用されます。また、期中報告期間における適用も含め、早期適用が認められます。企業が期中報告期間に本 ASU を早期適用する場合、調整は早期適用を行う期中報告期間を含む事業年度の期首現在で反映する必要があります。

.18 本 ASU は、表示される各期間に対し、遡及移行方式を用いて適用しなければなりません。

#### PwC の見解

本 ASU の発効日は、2016 年 8 月に最終化された ASU2016-15 で取り上げられた、キャッシュ・フロー計算書に関するその他の 8 つの論点の発効日と同じです。両 ASU ともに早期適用を認めています。ASU2016-15 および ASU2016-18 の同時適用は要求されていませんが、財務諸表作成者が早期適用を検討している場合、両方の ASU の同時適用の検討を希望する可能性があります。財務諸表利用者としては、キャッシュ・フロー計算書に対するすべての変更が同時期に実施される方が望ましいと考える可能性が高いでしょう。

#### お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.